

## 令和4年度境町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、水稻作を始め、小麦・大麦、大豆・そばの二毛作による、土地利用型作物の担い手への集積が進んでいる。

また、野菜農家と畜産農家を中心に、転作作物に占める野菜及び飼料作物の作付面積が多くなっている。

行政による米の生産数量目標の配分が廃止となり、需給バランスを確保していくためには、他作物への作付転換を促進し、需要に応じた生産・販売を行うこと、水田農地の活用面積の維持を図っていく必要がある。

また、農業者の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少により、不作付地の拡大が進行しているため、農地バンク制度等を利用した農地集積による農業者の規模拡大及び経営の安定化並びに法人化の推進を図る必要がある。

そのほか、そばについては、常陸秋そばの高品質化への取組を実施しているものの、気象災害等による水害を受けやすく、収量が不安定な部分があり、対策が必要になっている。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当地域は、関東平野のほぼ中心に位置し、平坦で肥沃、広大な大地の特性から、水稻及び畑作物の主要産地となっている。

特に、野菜については、レタス、ねぎ、トマト、カリフラワーなどを中心に作付けがなされ、都心より50km圏内といった立地から都市近郊型農業を確立し、首都圏の野菜の一大供給基地としての役割も担っている。

JA等を通じて販売先の確保はできているものの、近年では契約栽培の販路拡大として、日本最大手の農業法人と連携し、カット野菜を始めとしたスーパー等への出荷の取組も実施されている。

また、農業者によっては、低コスト生産技術の導入等の独自の学習会開催も見受けられている状況となっており、協議会としても、そのような取組に対し支援を実施していく。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当地域は、農業者の高齢化や後継者不足により離農される方が目立ち、作付管理ができなくなった農地の多くは、経営面積で50haを超える農業法人や普通作農家（米、麦、大豆、そば）が引き受ける形で、地域の集積が進んでいる。

そういう状況により、当面は農地を水田のまま維持し続ける方向で調整を図る。

畑地化やブロックローテーションを含めた水田の有効利用については、土地改良区単位で担い手による座談会を開催し、団地化にむけた話し合いを開始したところであり、今後、農地バンク制度等を活用しながら農地の集積を図っていく。

将来的には連作障害の改善や改良区の経費削減等を目的に、飼料用米、麦、大豆、子

実用とうもろこしのブロックローテーション環境の構築を目指す。

## 4 作物ごとの取組方針等

### (1) 主食用米

安心・安全、品質向上、新たな販路の検討などによる、需要に応じた売れる米づくりへの取組を進め、高品質・良食味米の安定生産を図る。

また、関係機関の協力のもと、適期適正な施肥の徹底、低コスト・省力栽培の導入を図り、担い手の営農向上、経営安定化を進める。

なお、境町産コシヒカリを使用したパックライスの取組など、独自の販路についても更に拡大を目指す。

### (2) 備蓄米

国で確保している備蓄用として運用することにより、主食用としての地域への流通を抑え米価の安定を図る。

### (3) 非主食用米

#### ア 飼料用米

県での推進を進める中、飼料用米を転作作物の重要な作物と位置づける。

飼料用米の生産拡大にあたっては、交付金の活用をしながら、行政による推進のほか、JA等集荷業者による個別推進を図る。

また、複数年契約での取組に対し引き続き支援を行う。さらに、生産性向上の取組、耕畜連携についても推進を図る。

#### イ 米粉用米

米粉の利用拡大に向けての取組や食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図る。また、生産性向上の取組についても推進を図る。

#### ウ 新市場開拓用米

米の新規販路開拓へ向けての取組や食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図る。

#### エ WCS用稲

産地交付金を活用しながら、自給粗飼料確保のため栽培面積の拡大を図る。また、生産性向上の取組、耕畜連携についても推進を図る。

#### オ 加工用米

主食用米以外の作付が困難な中小規模農業者を中心に、戦略作物助成を活用し、加工用米の生産数量を確保する。また、生産性向上の取組についても推進を図る。

#### (4) 麦, 大豆, 飼料作物, 子実用とうもろこし

麦, 大豆は, 現行の排水良好水田においては, 暗渠等により排水対策に取り組みながら, 実需者に求められる麦, 大豆の品質を確保するとともに, 農地バンク等を活用し, 担い手への農地集積による作業効率及び生産性向上を図る。また, 小麦については, 高品質なパン用小麦「ゆめかおり」への転換を図っていく。

飼料作物は, 耕畜連携による地元畜産農家との連携の推進及び自家利用としての取組を推進することにより需要先を確保し, 輸入飼料に依存しない飼料自給率向上につながる取組とする。

子実用とうもろこしは, 労働生産性が高く, かつ輪作作物の生産性向上に繋がることから, 水田高収益化推進計画に基づき, 生産拡大に向け推進する。

また, 収益力向上が期待できる二毛作についても推進を図る。

#### (5) そば

集荷業者や地域内外の実需者との契約に基づき, 産地の取組として栽培面積を拡大する。

そばについては, 湿害対策や栽培技術の高位平準化を推進し, 品質の向上を図り, 所得の向上による経営安定を目指す。また, 収益力向上が期待できる二毛作についても推進を図る。

#### (6) 地力増進作物

地力増進作物の作付けは, すき込みによる作土への有機物の供給とともに, より深い土層を改良する効果が期待できることから, 次期作の収量の向上を目的に地力増進作物の推進を図る。

(推奨する具体的作物)

ソルガム, セスバニア, ヘアリーベッチ, クロタラリア, エンバク,  
クローバー, レンゲ, マリーゴールド, イタリアンライグラス, すきこみ麦

#### (7) 高収益作物

販売先も確立されており, 作付を維持することも必要である観点から, 野菜, 花き, 花木, 果樹, 雑穀, その他の高収益に該当する作物を高収益作物品目として推進する。

### 5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作
主食用米	681.65		626.29	600.00	
備蓄米	0.00		0.00	0.00	
飼料用米	51.77		92.97	100.00	
米粉用米	0.00		0.00	0.00	
新市場開拓用米	0.00		0.00	0.00	
WCS用稻	2.68		5.29	6.00	
加工用米	5.68		5.90	6.00	
麦	113.67	0.20	123.63	0.20	130.00 0.20
大豆	10.97	10.97	11.50	11.50	12.00 12.00
飼料作物	26.70	6.52	33.18	9.50	35.99 11.00
・子実用とうもろこし	0.54		7.19		10.00
そば	75.78	51.92	90.10	61.45	92.00 62.00
なたね	0.00		0.00		0.00
地力増進作物	0.00		0.00		4.80
高収益作物	110.65		115.00		120.00
・野菜	105.80		110.15		114.87
・花き・花木	3.32		3.32		3.43
・果樹	0.11		0.11		0.10
・その他の高収益作物	1.42		1.42		1.60
その他	0.00		0.00		0.00
・その他	0.00		0.00		0.00
畠地化	0.00		0.00		0.00

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	目標値	
				前年度（実績）	目標値
1	そば	常陸秋そばへの生産性・品質向上への取組に対する加算	常陸秋そばへの生産性・品質向上への取組に対する面積	(R3年度) 76ha	(R4年度) 84ha (R5年度) 88ha
2	麦, 大豆, 飼料作物, そば	二毛作助成	二毛作助成の面積	(R3年度) 69ha	(R4年度) 80ha (R5年度) 82ha
3	飼料用米, 加工用米, 米粉用米, WCS用稻	新規需要米の取組	新規需要米の取組の面積	(R3年度) 54ha	(R4年度) 63ha (R5年度) 66ha
4 5 6	飼料用米 飼料作物 WCS用稻	耕畜連携（わら利用、 水田放牧、資源循環） の取組	耕畜連携の取組の面積	(R3年度) 12ha	(R4年度) 13ha (R5年度) 15ha
7-1 7-2 7-3	別紙1のとおり	高収益作物への加算	高収益作物の取組の面積	(R3年度) 111ha	(R4年度) 118ha (R5年度) 120ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:境町農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	常陸秋そばへの生産性・品質向上への取組に対する加算	1	5,000	そば	別紙「取組条件の詳細」のとおり
1	常陸秋そばへの生産性・品質向上への取組に対する加算(二毛作)	2	5,000	そば	別紙「取組条件の詳細」のとおり
2	二毛作助成	2	9,000	麦, 大豆, 飼料作物, そば	麦, 大豆, 飼料作物, そばの作付けに取り組むこと
3	新規需要米の取組	1	2,000	飼料用米, 加工用米, 米粉用米, WCS用稻	別添「取組条件の詳細」のとおり
4	耕畜連携(わら利用)の取組	3	8,000	飼料用米, WCS用稻	実需者との出荷販売契約締結(自家利用の場合は自家利用計画を策定) その他、別添「取組条件の詳細」のとおり。
5	耕畜連携(水田放牧)の取組	3	8,000	飼料作物	放牧頭数が成牛換算で2頭以上。1ha当たり述べ放牧頭数が180頭日以上。
6	耕畜連携(資源循環)の取組	3	8,000	飼料作物	散布される堆肥が、供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。堆肥散布量が10aあたり2t又は4m <sup>3</sup> 以上であること。
7-1	高収益作物への加算(野菜, 花き・花木, 豆類, ごま, 芝)	1	10,000	別紙1のとおり	作物を収穫し販売を行うこと。
7-2	高収益作物への加算(果樹, 茶, 加工用青刈り稻)	1	7,000	別紙1のとおり	作物を収穫し販売を行うこと。 果樹が成育期間の場合は、適切な肥培管理
7-3	高収益作物への加算(れんこん, セリ, クレソン)	1	3,000	別紙1のとおり	作物を収穫し販売を行うこと。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙【整理番号1】

## 取組条件の詳細

○取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。

○取組の具体的な内容はすべて交付申請者が取り組むこととする。

○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。

常陸秋そばの生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組要件	具体的要件	確認書類
種子更新	常陸秋そばへの100%種子更新を行う。	・購入伝票
排水対策	本暗渠、弾丸暗渠、明渠、心土破碎等により、ほ場内の排水条件に応じて適切な排水対策を行う。	・作業日誌 ・施工写真 ・現地確認等
土壤改良	土壤診断を行い、その結果に基づき土壤改良を行う。(pH5.5～6.0が基準) ※診断結果によっては、必ずしも土壤改良資材を投入する必要はない。	・土壤診断結果 ・作業日誌
概ね1.0ha以上の作付	1経営体が、販売権を有して作業を実施しているそばに係る水田・畑の合計作付面積が、概ね1.0ha以上。	・當農計画書 ・作業日誌 ・現地確認 ・農作業受委託契約書(写) ・農地基本台帳等
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。
人・農地プランに掲げられた「担い手」(農地の集積)	各地域における農業の担い手であり、かつ農地を集積していること。	・人・農地プラン ・當農計画書

## 1. 飼料用米・加工用米・米粉用米・WCS用稻生産性向上等への加算取組条件の詳細

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを交付対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的な内容はすべて交付申請者が取り組むものとする。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行った圃場のみとする。
- 飼料用米・加工用米・米粉用米・WCS用稻の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的な内容	確認書類等	
WCS用稻専用品種の導入 (WCS用稻として取り組む場合のみ)		(稻発酵粗飼料生産・給与マニュアル及び飼料用イネの栽培と品種特性掲載品種) うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、新規需要米取組計画書	
温湯種子消毒		・水稻種子の温湯種子消毒(60°C・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票	
コスト低減の取組	施肥の低コスト化	堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ぶん等。ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚力ス、ダイズカス、ナタネカス等は含まれない。	
		側条施肥	田植作業と同時に稻の株元に集中的に肥料を施用する技術。	
		低成分肥料施肥	土壤診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	
		流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	
	疎植栽培	50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真	
		立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安 あきたこまち:出穂後30~35日、コシヒカリ:出穂後35~40日	・作業日誌
	不耕起田植技術 (自家利用でのフレコン管理含む。)	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真	
		フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票
連坦化		概ね2ha以上の連坦団地で対象作物の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図	
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用		品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	・使用料の明細	
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	・規約(写) ・通帳(写)	
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿	
人・農地プランに掲げられた扱い手 (農地を集積していること)		各地域における農業の扱い手であること。ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書	

## 耕畜連携(わら利用)の取組条件の詳細

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的な内容はすべて交付申請者が取り組むものとする。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。
- 飼料用米の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的な内容	確認書類等
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60°C・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ・堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ぶん等。ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まれない。	・作業日誌 ・購入伝票
	側条施肥	田植作業と同時に稻の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
	育苗箱全量施肥	水稻の育苗箱内に、本田期間中の肥料をあらかじめ施用する技術。	・作業日誌 ・購入伝票
	低成分肥料施肥	土壤診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安(例) あきたこまち:出穂後30~35日、コシヒカリ:出穂後35~40日	・作業日誌(慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。)
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票
連坦化		概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用		共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿
人・農地プランに掲げられた扱い手 (農地を集積していること)		各地域における農業の扱い手であること。ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・當農計画書

# 水田活用の直接支払交付金

## 産地交付金(地域設定)

### 高収益作物助成

#### (高収益作物助成の交付対象作物及び交付単価)

※同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。

二毛作で作付けされたものを除く。

※助成対象となる作物は、令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）産のものとする。

##### ●野菜

- ・きのこ類、ハーブ類、山菜類を含む野菜全般（10,000円/10a）
- ・れんこん、せり、クレソン（3,000円/10a）

##### ●花き・花木（10,000円/10a）

鉢物類、花壇用苗物、種苗類を含む、花き・花木全般

※令和4年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

※種苗類等を生産した農家自らが需要者として使用する場合は、販売伝票等の代わりに「その使用状況が分かる帳簿等」を備えておくことで助成対象とする。

##### ●果樹（7,000円/10a）

苗木類を含む果樹全般

※助成対象期間は、新植については令和元年度から当該年度まで、改植及び品種の一挙更新を目的とした接ぎ木については令和2年度から当該年度までとする。

##### ●その他

- ・小豆、落花生、いんげん、ごま（10,000円/10a）

※黒大豆（黒豆）は水田活用の直接支払交付金の対象（3.5万円/10a）となる。

- ・芝（10,000円/10a）

※令和4年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

- ・茶、加工用青刈り稻（7,000円/10a）

※加工用青刈り稻は、新規需要米取組計画の認定を受けていること。